



発行所 ☎730-0012  
 広島市中区上八丁堀8番10号  
 建設業労働災害防止協会広島県支部  
 発行人 高見誠一  
 TEL(082)228-8250  
 印刷所 広島市西区東観音町3番8号  
 中外印刷株式会社  
 TEL(082)291-4646

定価 40円 送料 60円 毎月1回 10日発行 会員の方は会費に「建設防広島」の購読料が含まれています。 5月号

**平成28年の県内の全産業・建設業の労働災害発生状況がまとめ、全産業は死傷者は微増、死亡が過去最少。建設業は死傷者数、死亡者数ともに増加に!!**

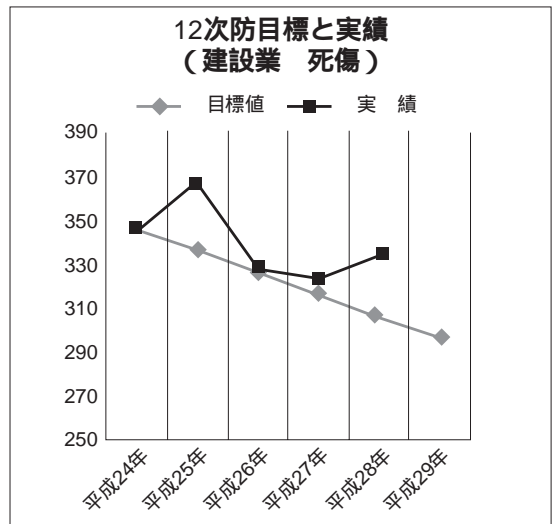
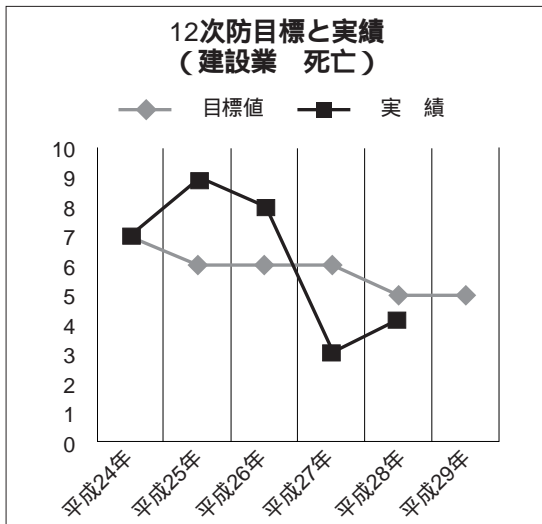
本誌2、3ページにありますように、このほど平成28年1月～12月における全産業、建設業の労働災害発生状況（確定値）を、広島労働局がとりまとめました。

これによると、全産業では死傷災害が36名（1.2%）増加の2,982名で微増しましたが、ほぼ前年並みで減少傾向が見られない状況が続いています。産業別では製造業、建設業、清掃業等が増加した一方で交通運輸業、商業、保健衛生業、接客娯楽業が減少しています。

死亡災害は6名減の18名で広島労働局管内では過去最少となりました。

平成28年1月～12月に県内の建設業で発生した労働災害は、休業4日以上災害と死亡災害を合わせた死傷災害が337件となり、2年続けて過去最少を記録した前年より一転して13件、4.0%の増加になりました。また、死亡災害は4件となり、前年より1件増加し、死傷災害、死亡災害ともに増加になりました。死亡災害のうち2件が墜落・転落、1件が解体工事の崩壊災害、1件は交通事故となっております。

平成29年は労働災害防止5か年計画の最終年にあたりますが、目標の死傷災害15%減（目標値294人以下）の達成、また死亡災害20%減（目標値5人以下）の達成については、今年すでに2名の発生を見ており、死傷災害、死亡災害の目標達成のために、今後更に一層の努力が必要と考えられます。

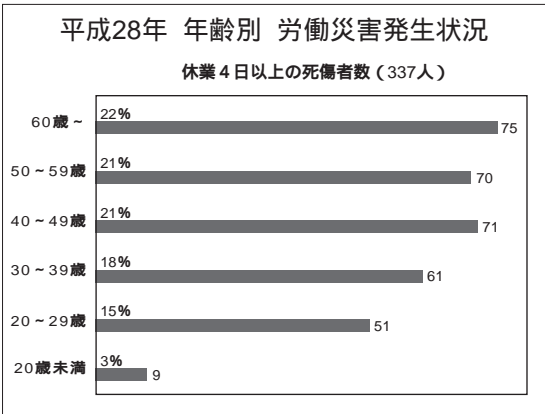
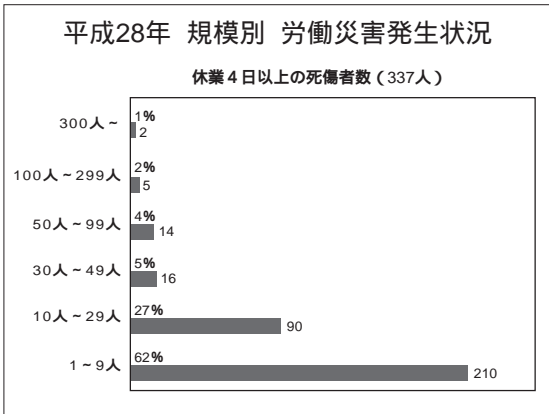
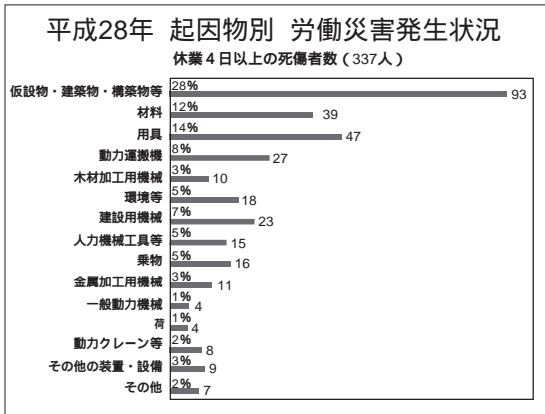
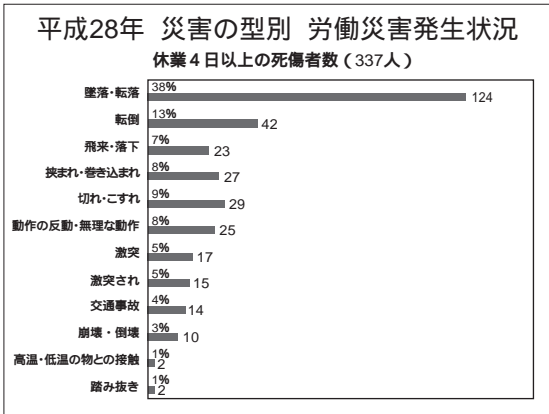
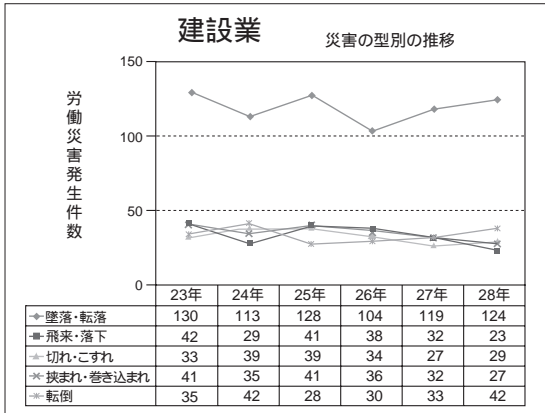
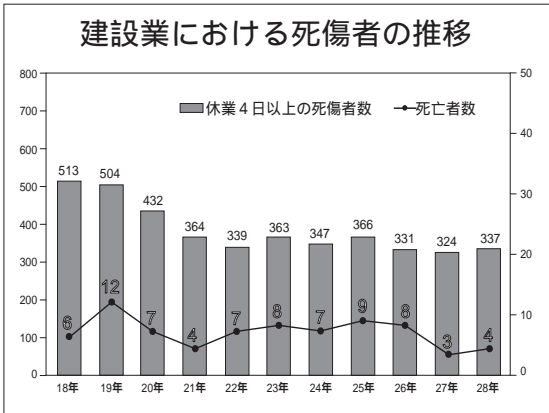


目 次	
平成28年の県内の全産業・建設業の労働災害発生状況がまとめられました.....	1
広島県における労働災害発生状況の推移	
建設業.....	2
全産業.....	3
職長・安全衛生責任者の能力向上教育がはじまります!! 6月から.....	4
次	
建設業における平成28年度（10月～3月）	
司法事件一覧.....	5
「建設労働者確保育成助成金」の一部を改正する予定です.....	6
労働災害発生状況.....	7
平成29年度年度更新の手続き.....	7
講習・行事コーナー（平成29年5月～平成29年7月）	8

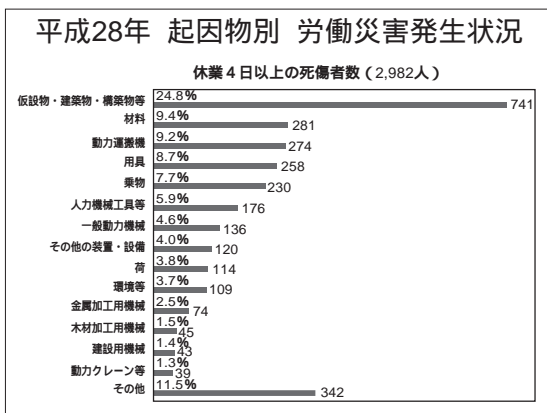
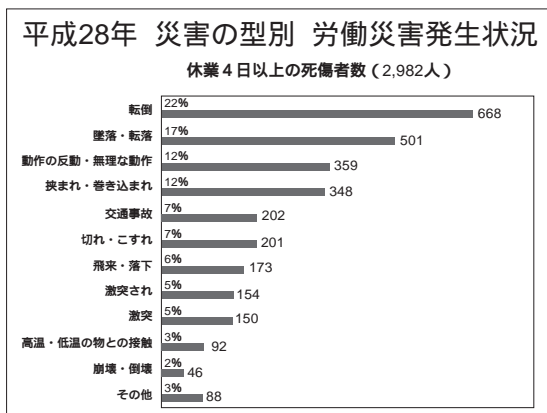
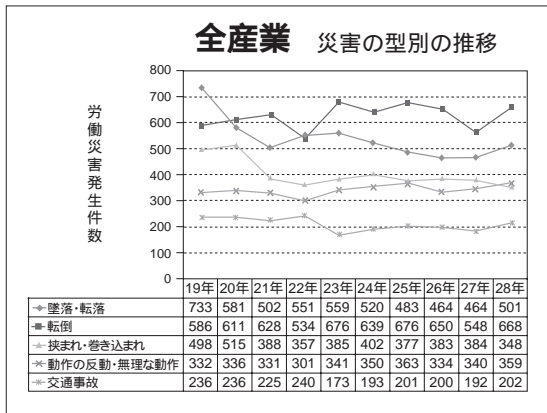
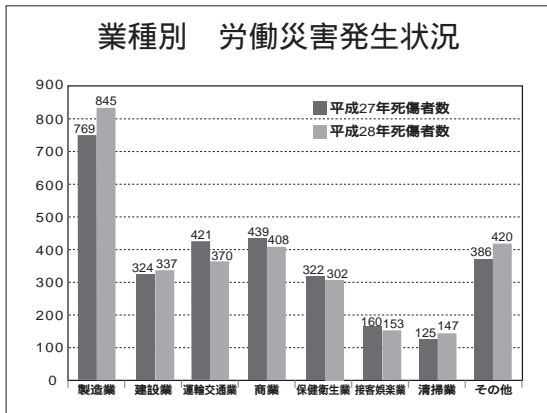
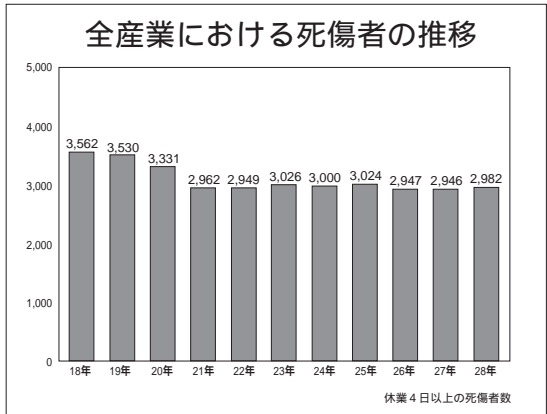
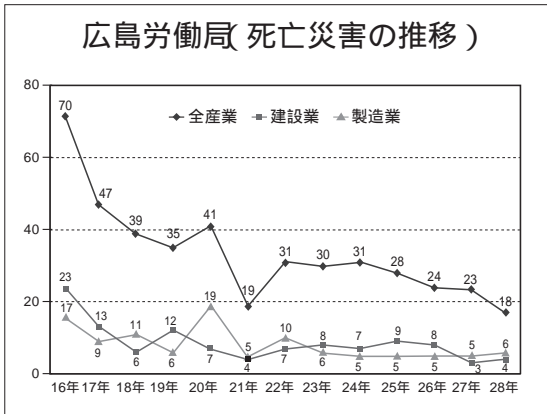
# 広島県における労働災害発生状況の推移

広島労働局 健康安全課 (平成28年 確定分)

## 建設業 (死亡災害及び休業4日以上之死傷災害)



# 全産業 (死亡災害及び休業4日以上之死傷災害)



## 職長・安全衛生責任者の能力向上教育が始まります!! 6月から

現場における第一線指揮・監督者である職長・安全衛生責任者の職責は人手不足の中一層重要になっており、安全衛生に関する知識・経験が求められています。

労働安全衛生法では、法第60条に職長教育が、法第16条に統括安全衛生責任者との連絡調整等を行う安全衛生責任者の選任がそれぞれ義務付けられています。建災防では「職長・安全衛生責任者」に対する初任時教育（職長・安全衛生責任者に選任された場合に受講）を行っていますが、職長・安全衛生責任者に就任後、概ね5年程度経過した方に対する法19条の2の「安全管理者等に対する能力向上教育」に準じた教育の具体的なカリキュラムが本年2月20日付厚生労働省の通達で明確化されました。

建災防は、優秀な職長・安全衛生責任者を育成するために、適宜適切な安全衛生教育を提供し、職場の安全を確保すること、ひいては安全意識の高い職長等の企業内外における評価を高めるために、職長・安全衛生責任者のキャリアアップの後押しを致します。

建災防がカリキュラムに沿ったテキストを作成し、いよいよ当支部でもこの6月から県内で順次「職長・安全衛生責任者能力向上教育」を開催することになりました。

以下の実施要領によって開催しますので、該当者の方にご受講いただくようお願いします。

**開催日時**：広島会場 平成29年6月29日(木) 午前9時～16時 中特会館3階会議室(定員50名)  
福山会場 平成29年7月6日(木) 午前9時～16時 福山土木建築会館(定員50名)

以降順次各分会でも開催を計画しています。

**受講対象**：職長・安全衛生責任者に従事することになった後概ね5年経過した者であって、平成13年4月から平成18年3月に行われた「職長・安全衛生責任者教育」を受講した者で平成18年以降の「職長のリスクアセスメント教育」を受講した者  
または  
平成18年4月以降に行われた「職長・安全衛生責任者教育」を受講した者

**受講料**：会員 6,500円、非会員 7,600円

**テキスト代**：950円

**申込方法**：建災防広島県支部ホームページから受講申込用紙をダウンロードできます。

**カリキュラム**

### 建設業に従事する職長及び安全衛生責任者の能力向上教育に準じた教育カリキュラム

科 目	範 囲	時 間
職長等及び安全衛生責任者として行うべき労働災害防止に関すること	建設業における労働災害発生状況 労働災害の仕組みと発生した場合の対応 作業方法の決定及び労働者の配置 作業に係る設備及び作業場所の保守管理の方法 異常時等における措置 安全施工サイクルによる安全衛生活動 職長等及び安全衛生責任者の役割	120分
労働者に対する指導又は監督の方法に関すること	労働者に対する指導、監督等の方法 効果的な指導方法 伝達力の向上	60分
危険性又は有害性等の調査等に関すること	危険性又は有害性等の調査の方法 設備、作業等の具体的な改善の方法	30分
グループ演習	以下の項目のうち1以上について実施すること。 ・ 災害事例研究 ・ 危険予知活動 ・ 危険性又は有害性等の調査及び結果に基づき講ずる措置	130分

## 建設業における平成28年度(10月～3月) 司法事件一覧

広島労働局監督課

番号	業種	送致時期	被疑法令	条項	あ ら す じ
1	鉄骨・鉄筋コンクリート造	平成28年11月	労働安全衛生法違反	労働安全衛生法第31条第1項 労働安全衛生規則第656条(クレーン等についての措置)	マンション新築工事現場で、ロングスパン工事用エレベーターの搬器の出入口とマンション床先との隙間から、下請会社の労働者が約39メートル下へ墜落し死亡する災害が発生した。元請会社の現場代理人は、下請会社の労働者に、ロングスパン工事用エレベーターを使用させるにあたり、厚生労働大臣が定める規格に適合しない(搬器と建物の間隔が4cmを超え約40cmとしていた)同エレベーターを使用させたとして、元請会社と元請会社の現場代理人が送検されたもの。
2	木造家屋建築工事業	平成28年11月	最低賃金法違反	最低賃金法第4条	労働者4名に対する平成27年10月から平成28年4月までの7か月分の賃金約540万円を所定支払日に支払わなかったとして、木造家屋建築工事業を営む会社と同社の代表取締役が送検されたもの。
3	その他の建築工事業	平成28年11月	最低賃金法違反	最低賃金法第4条	労働者4名に対する平成27年7月から同年8月までの2か月分の賃金約72万円を所定支払日に支払わなかったとして、その他の建築工事業を営む会社と同社の代表取締役が送検されたもの。
4	道路建設工事業	平成29年3月	最低賃金法違反	最低賃金法第4条	労働者26名に対する平成27年4月から平成28年3月までの12か月分の賃金約530万円を所定支払日に支払わなかったとして、道路建設工事業を営む会社と同社の代表取締役が送検されたもの。

## お詫びと訂正

支部報平成29年4月10日号で労働局・労働基準監督署の人事異動情報を掲載しましたが、このうち、尾道署 藤岡浩士 安全衛生課長は誤りで 正しくは 藤岡裕士 様でした。大変ご迷惑をお掛けしました。お詫びして訂正いたします。

建設関係の事業主、事業主団体の皆様へ



## 「建設労働者確保育成助成金」の一部を改正する予定です

「建設労働者確保育成助成金」は、建設労働者の雇用の改善や職業訓練などを実施する建設事業主や建設事業主団体に対して、経費や賃金の一部を助成する制度です。

平成29年4月1日から助成内容について、下記のとおり改正を行う予定です。詳しくは、平成29年度予算成立後にパンフレットなどによってお知らせします。

### < 主な改正内容 >

コース		現 行	改正後（平成29年4月1日～）
技能実習コース （経費助成）	助成率	【中小建設事業主】 支給対象経費の9/10 （委託費は4/5） 【中小建設事業主以外の建設事業主】 支給対象経費の1/2 （女性のみ） 【中小建設事業主団体】 支給対象経費の9/10 （委託費は4/5）	【雇用保険被保険者数20人以下の中小建設事業主】 支給対象経費の3/4 < 9/10 > 【雇用保険被保険者数21人以上の中小建設事業主】 支給対象経費の3/5 < 3/4 > 【中小建設事業主以外の建設事業主】 支給対象経費の9/20 < 3/5 > （女性のみ） 【中小建設事業主団体】 支給対象経費の4/5
		技能実習コース （賃金助成）	助成額

< > 内は生産性の向上が認められる場合の額

## 「建設労働者確保育成助成金」の 事務手続きについて一部改正しました

### ➤ 平成29年4月1日以降に開始する技能実習コース 計画書の届出期間、様式及び添付書類を変更しました

技能実習の開始日	届出期間
平成29年3月31日までに開始	技能実習を開始する日の 原則6か月前から1か月前まで
平成29年4月1日以降に開始	技能実習を開始する日の 原則2か月前から1週間前まで

変更後の計画届様式(様式第2号、様式第2号の2)及び添付書類は厚生労働省ホームページをご覧ください。  
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000119111.html>

変更後の「計画届」様式については、厚生労働省ホームページ「建設労働者確保育成助成金の申請様式ダウンロード」又は、当支部ホームページをご覧ください。  
 「計画届」及び「計画変更届」作成に係わるチェックリストは広島労働局職業安定部の独自様式となっておりますので、ご注意ください。

これら「計画届」及び「計画変更届」作成に係るチェックリストは、当支部ホームページからダウンロードできますのでご利用ください。

平成28年・29年 建設業における事故の型別労働災害発生状況 (労働者死傷病報告による)

広島労働局 (平成29年3月末)

事故の型別	墜落	転倒	激突	飛来	崩壊	突	はき	切	踏	高・低	有害	感電	火災	交通	動作	その他	合計
平成28年	25	11	6	5	(1) 1	3	8	3	0	0	0	0	0	0	3	0	(1) 65
平成29年	27	11	1	0	0	3	5	2	0	0	0	0	1	(2) 3	3	2	(2) 58

( )内は、死亡の内数

平成28年・29年 全産業・建設業・署別労働災害発生状況 (労働者死傷病報告による)

広島労働局 (平成29年3月末)

監督署別	全 産 業							建 設 業								
	平成28年			平成29年			増減数	平成28年			平成29年			対前年増減数	対前年増減数 (%)	建設業 / 全産業 (%)
	死亡	休業	死傷計	死亡	休業	死傷計		死亡	休業	死傷計	死亡	休業	死傷計			
広島中央	0	155	155	0	156	156	1	0	19	19	0	17	17	-2	-10.5	10.9
呉	1	27	28	1	37	38	10	0	2	2	0	4	4	2	100.0	10.5
福山	3	103	106	4	116	120	14	1	16	17	2	14	16	-1	-5.9	13.3
三原	0	26	26	1	31	32	6	0	2	2	0	6	6	4	200.0	18.8
尾道	0	32	32	0	42	42	10	0	6	6	0	7	7	1	16.7	16.7
三次	0	31	31	0	35	35	4	0	7	7	0	3	3	-4	-57.1	8.6
広島北	0	51	51	1	50	51	0	0	6	6	0	3	3	-3	-50.0	5.9
廿日市	0	54	54	1	37	38	-16	0	6	6	0	2	2	-4	-66.7	5.3
合計	4	479	483	8	504	512	29	1	64	65	2	56	58	-7	-10.8	11.3

平成29年度年度更新の手続きは、

6 / 1 ~ 7 / 10

までをお願いします。

平成29年4月1日雇用保険率が改正になりました。(平成29年度労災保険率の変更はありません。)

雇用保険料率	平成29年度			平成28年度		
	保 険 率	内 訳		保 険 率	内 訳	
		事業主負担分	被保険者負担分		事業主負担分	被保険者負担分
一般の事業	9 / 1000	6 / 1000	3 / 1000	11 / 1000	7 / 1000	4 / 1000
農林水産・清酒製造業	11 / 1000	7 / 1000	4 / 1000	13 / 1000	8 / 1000	5 / 1000
建設業	12 / 1000	8 / 1000	4 / 1000	14 / 1000	9 / 1000	5 / 1000

平成26年4月1日より、一般拠出金率は改正しています。(0.05 / 1,000から0.02 / 1,000に引き下げ)

お問い合わせ先：広島労働局総務部労働保険徴収課 (TEL082 - 221 - 9246) 又は、最寄りの労働基準監督署へ

# 平成29年度講習計画

(平成29年5月～平成29年7月末までの計画)

## 建設業労働災害防止協会広島県支部

建設工事に従事する労働者の  
ための安全衛生教育  
「建設従事者教育」(6時間)  
\*要請により、随時実施(支部)

### 作業主任者技能講習の日程

足場の組立て等	実施場所	担当分会	型枠支保工の組立て等	実施場所	担当分会	地山の掘削及び土止め支保工	実施場所	担当分会
5月25～26日	福山市	福山	5月16～17日	三次市	三次	5月22～24日	呉市	呉
7月20～21日	福山市	福山	6月1～2日	福山市	福山	6月20～22日	広島市	広島
26～27日	広島市	広島	7月11～12日	広島市	広島	7月3～5日	福山市	福山
建築物等の鉄骨の組立て等	実施場所	担当分会				酸欠・硫化水素危険	実施場所	担当分会
6月8～9日	広島市	広島				6月16・17・19日	広島市	支部

### 特別教育日程

足場の組立て等(3時間)	実施場所	受付分会	足場の組立て等(6時間)	実施場所	受付分会	アーク溶接等業務	実施場所	受付分会
5月11日	広島市	広島	5月15日	福山市	福山	6月19～20日	福山市	福山
16日	福山市	福山	6月2日	広島市	広島			
30日	呉市	呉	7月13日	福山市	福山	自由研削砥石取替え等業務	実施場所	受付分会
6月14日	尾道市	尾道				6月28日	広島市	広島
27日	広島市	広島	低圧電気取扱業務	実施場所	受付分会			
			7月10日	福山市	福山	高所作業車運転業務	実施場所	受付分会
			25日	広島市	広島	7月25日	福山市	福山

### 特別教育に準じた教育日程

振動工具取扱作業従事者	実施場所	受付分会
6月29日	福山市	福山

### 統括・職長等各種教育日程

現場管理者統括管理	実施場所	受付分会	職長・安全衛生責任者教育	実施場所	受付分会	熱中症予防指導員・管理者	実施場所	受付分会
5月30日	広島市	広島	5月24～25日	広島市	広島	5月17日	広島市	広島
6月7日	呉市	呉	30～31日	三次市	三次	6月6日	福山市	福山
7月6日	尾道市	尾道	6月15～16日	呉市	呉	13日	広島市	広島
			7月19～20日	広島市	広島	7月27日	福山市	福山
足場能力向上教育 足場点検実務者研修	実施場所	受付分会	斜面点検者教育	実施場所	受付分会	車両系(整地等) 運転業務従事者教育	実施場所	受付分会
6月14日	広島市	広島	6月13日	三次市	三次	7月11日	三次市	三次

\* 詳細につきましては、支部及び各分会にお問い合わせください。

なお、定数に満たない場合は中止、または、延期する場合があります。

建災防広島県支部 (082) 228 - 8250

### 広島県支部各分会

広島分会 (082) 228 - 8252

三原分会 (0848) 63 - 9920

三次分会 (0824) 62 - 4391

呉分会 (0823) 22 - 6886

尾道分会 (0848) 22 - 8918

廿日市分会 (0829) 31 - 0196

福山分会 (084) 924 - 4320

### ホームページアドレス

建災防広島県支部  
建災防広島県支部広島分会  
建災防広島県支部福山分会  
建災防広島県支部三次分会

<http://www.jcosha-hiroshima.jp/>  
<http://www.jcosha-hiroshima.jp/hiroshimabunkai/>  
<http://fukubun.sakura.ne.jp/>  
<http://ww7.enjoy.ne.jp/~kfm62/>